

上越市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 1 号

上越市犯罪被害者等支援条例

(別紙のとおり)

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 2 号

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(別紙のとおり)

上越市刑法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 3 号

上越市刑法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(別紙のとおり)

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 4 号

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 5 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 6 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 7 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 8 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 9 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 1 0 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 1 1 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例
(別紙のとおり)

上越市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 1 2 号

上越市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 1 3 号

上越市児童館条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市若竹寮条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 1 4 号

上越市若竹寮条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 1 5 号

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 1 6 号

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 1 7 号

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 1 8 号

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 1 9 号

上越市立学校条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 2 0 号

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する
条例

(別紙のとおり)

上越市児童遊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 2 1 号

上越市児童遊園条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市海洋フィッシングセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 2 2 号

上越市海洋フィッシングセンター条例を廃止する条例
(別紙のとおり)

上越市川上笑学館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 2 3 号

上越市川上笑学館条例を廃止する条例
(別紙のとおり)

上越市女性サポートセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 2 4 号

上越市女性サポートセンター条例を廃止する条例
(別紙のとおり)

上越市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体及び市内に住所を有し、又は市内に事務所若しくは事業所を置く個人事業主をいう。
- (5) 関係機関等 国、本市以外の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等の支援を行う団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見又は無理解による心無い言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過激な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう十分に配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、二次被害又は再被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう

行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、二次被害又は再被害が生ずることがないように十分に配慮するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の雇用及び勤務条件はもとより、その事業活動を行うに当たっては、二次被害又は再被害が生ずることがないように十分に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

（日常生活の支援及び配慮）

第9条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた生活支援、精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次被害又は再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、一時保護、施設入所による保護及び犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等、二次被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第13条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(意見の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援の制限)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条―第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「乳児等通園支援事業」とは、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させ

なければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもののその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、出身、信条、性別、年齢、社会的身分、障害の有無、利用に要する費用を負担するか否かその他いかなる理由によっても、

差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	4階以上の階	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年上越市条例第70号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定される

ものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

上越市刑法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和46年上越市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和46年上越市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し及び同条第1項第1号、第18条第1項第1号並びに第20条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(上越市統計調査条例の一部改正)

第3条 上越市統計調査条例（昭和46年上越市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年上越市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和46年上越市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 特別職の職員の退職手当に関する条例（平成3年上越市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第7条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(上越市水道水源保護条例の一部改正)

第7条 上越市水道水源保護条例（平成6年上越市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第21条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(上越市自然環境保全条例の一部改正)

第8条 上越市自然環境保全条例（平成20年上越市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（上越市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第9条 上越市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上越市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）、第20条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている

罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の特別職の職員の退職手当に関する条例第7条第1項及び特別職の職員の退職手当に関する条例第7条第2項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表保育所嘱託医の項中「230,000円」を「250,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年上越市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の170」を「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年上越市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の170」を「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年上越市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「41万5,600円」を「41万6,600円」に改める。

第22条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の102.5」を「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」を「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」に改める。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60）」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員等		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700

以 外 の 職 員	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		

67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400	386, 600		
95		299, 700	347, 800	387, 000		
96		300, 100	348, 200	387, 400		
97		300, 300	348, 400	387, 700		
98		300, 600	348, 800	388, 200		
99		301, 000	349, 200	388, 600		
100		301, 400	349, 500	389, 000		
101		301, 600	349, 800	389, 300		
102		301, 900	350, 200			
103		302, 200	350, 600			
104		302, 500	351, 000			
105		302, 700	351, 500			
106		303, 000	351, 900			
107		303, 300	352, 300			
108		303, 600	352, 700			
109		303, 800	353, 200			
110		304, 200	353, 600			
111		304, 600	353, 900			
112		304, 900	354, 200			
113		305, 100	354, 700			
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				

	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員等		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、別表第2及び別表第3の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100

24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	
74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	

76	239, 700	262, 900	292, 600	318, 700
77	239, 900	263, 100	293, 000	318, 900
78	240, 200	263, 400	293, 400	319, 200
79	240, 500	263, 700	293, 800	319, 400
80	240, 700	263, 900	294, 200	319, 700
81	240, 900	264, 100	294, 600	320, 000
82	241, 200	264, 400	295, 000	320, 300
83	241, 500	264, 700	295, 400	320, 600
84	241, 700	264, 900	295, 900	320, 800
85	241, 900	265, 100	296, 200	321, 000
86	242, 200	265, 300	296, 700	321, 300
87	242, 500	265, 600	297, 200	321, 600
88	242, 700	265, 900	297, 700	321, 800
89	242, 900	266, 100	298, 000	322, 000
90	243, 200	266, 300	298, 500	322, 300
91	243, 500	266, 600	299, 000	322, 600
92	243, 700	266, 800	299, 300	322, 900
93	243, 900	267, 100	299, 700	323, 100
94	244, 200	267, 400	300, 200	323, 400
95	244, 500	267, 700	300, 700	323, 700
96	244, 700	267, 900	301, 200	323, 900
97	244, 900	268, 100	301, 500	324, 100
98	245, 200	268, 400	301, 900	324, 400
99	245, 400	268, 600	302, 400	324, 700
100	245, 700	268, 900	302, 900	324, 900
101	245, 900	269, 100	303, 300	325, 100
102	246, 100	269, 300	303, 700	
103	246, 400	269, 600	304, 000	
104	246, 700	269, 900	304, 300	
105	246, 900	270, 100	304, 600	
106	247, 200	270, 300	305, 000	
107	247, 500	270, 600	305, 300	
108	247, 700	270, 800	305, 700	
109	247, 900	271, 100	306, 000	
110	248, 200	271, 400	306, 400	
111	248, 500	271, 700	306, 800	
112	248, 700	271, 900	307, 100	
113	248, 900	272, 100	307, 300	
114	249, 200	272, 400	307, 600	
115	249, 500	272, 600	307, 900	
116	249, 700	272, 800	308, 100	
117	249, 900	273, 100	308, 300	
118	250, 200	273, 400	308, 600	
119	250, 500	273, 700	308, 900	
120	250, 700	273, 900	309, 100	
121	250, 900	274, 100	309, 300	
122		274, 300	309, 600	
123		274, 600	309, 900	
124		274, 900	310, 100	
125		275, 100	310, 300	
126		275, 300	310, 600	
127		275, 600	310, 900	

	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理人、
用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ずる業務
に従事する職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	

23	360,200	422,000	465,900	525,800
24	363,200	423,500	467,700	527,600
25	366,200	424,900	469,500	529,200
26	368,500	426,400	471,300	531,000
27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	

	75		482,100	536,400		
	76		482,800	537,100		
	77		483,200	537,900		
	78		483,800	538,800		
	79		484,400	539,700		
	80		484,900	540,600		
	81		485,400	541,400		
	82		485,900	542,300		
	83		486,400	543,200		
	84		486,900	544,100		
	85		487,300	544,900		
	86		487,800	545,800		
	87		488,200	546,700		
	88		488,700	547,600		
	89		489,200	548,400		
	90		489,800			
	91		490,400			
	92		490,800			
	93		491,300			
	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）」を削り、同条第6項を次のように改める。

6 次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員

- (2) 一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（第10条において「8級職員等」という。）

第9条第4項を次のように改める。

- 4 第8条の規定は、管理職手当の支給についてこれを準用する。

第9条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号まで」に改め、「配偶者、」を削り、「一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）」を「8級職員等」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間にある」を「当該期間にある」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 第8条の規定は、扶養手当の支給についてこれを準用する。

- 6 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条及び第12条を削り、第12条の2を第10条の2とし、第12条の3を第11条とする。

第12条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条を第12条とする。

第13条第1項第1号中「通勤のため交通機関」の次に「又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）」を加え、「（交通機関）を「（交通機関等」に、「、交通機関」を「、交通機関等」に改め、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改め、同条第2項第1号中「以下この号」を「次項及び第6項」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改め、「（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「3,000円）」を「3,000

円。第6項において「駐車料金等加算額」という。）」に改め、同条中第7項を第10項とし、第4項から第6項を3項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の3項を加える。

4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、第3項に定める駐車料金等加算額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第13条の2第3項中「第1項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員

となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項」に改める。

第17条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第22条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の125」に、「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」を「100分の125」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の105」とあるのは「100分の58.75」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)」を「100分の61.25」に改める。

第24条の3中「から第12条の3まで」を「並びに第10条の2」に改める。

第28条中「第12条の2、第12条の3」を「第10条の2、第11条」に改める。

第29条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第30条第2項中「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	

46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600		
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000		
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400		
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700		
90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200		
91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600		
92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000		
93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300		
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			

	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員等		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、別表第2及び別表第3の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500

短 時 間 勤 務 職 員 等 以 外 の 職 員	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500

55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000	
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300	
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800	
71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300	
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700	
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900	
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200	
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400	
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700	
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000	
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300	
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600	
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800	
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000	
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300	
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600	
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800	
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000	
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300	
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600	
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900	
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100	
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400	
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700	
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900	
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100	
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400	
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700	
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900	
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100	
98	249, 200	268, 400	303, 700		
99	249, 500	268, 600	304, 000		
100	249, 700	268, 900	304, 300		
101	249, 900	269, 100	304, 600		
102	250, 200	269, 300	305, 000		
103	250, 500	269, 600	305, 300		
104	250, 700	269, 900	305, 700		
105	250, 900	270, 100	306, 000		
106		270, 300	306, 400		

	107		270,600	306,800		
	108		270,800	307,100		
	109		271,100	307,300		
	110		271,400	307,600		
	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		
	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理人、
用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ずる業務
に従事する職員に適用する。

別表第 3 （第 3 条関係）

医療職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再	1	円 291,400	円 400,300	円 455,100	円 549,800	円 596,100

任用 短時 間勤 務職 等以 外の 職員	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		
	48	398,800	472,800	527,100		
	49	399,400	473,500	527,900		
	50	399,900	474,200	528,700		
	51	400,400	474,900	529,400		
	52	400,900	475,500	530,300		
	53	401,400	476,200	531,200		

	54	401,800	476,900	532,000		
	55	402,200	477,500	532,900		
	56	402,600	478,100	533,800		
	57	403,000	478,400	534,600		
	58	403,400	479,000	535,500		
	59	403,800	479,700	536,400		
	60	404,200	480,400	537,100		
	61	404,600	480,800	537,900		
	62	405,000	481,400	538,800		
	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		
	66		483,800	542,300		
	67		484,400	543,200		
	68		484,900	544,100		
	69		485,400	544,900		
	70		485,900	545,800		
	71		486,400	546,700		
	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条及び次項から附則第 4 項までの規定 公布の日

(2) 第 2 条並びに附則第 5 項から第 7 項までの規定 令和 7 年 4 月 1 日

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和6年度における会計年度任用職員の給料月額の特例）

- 4 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間においては、第27条第1項の規定により準用する第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給は、それぞれ改正前の条例別表第1から別表第3までの給料表を適用する。

（号給の切替え）

- 5 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正後の条例別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは、「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、8級職員等に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同

条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の一部改正）

- 7 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年上越市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第20条中「から第12条の2まで及び第12条の3（医療職給料表の適用を受ける職員に限る。）」を「及び第10条の2」に改める。

附則別表

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3

32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		

67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				

102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 技能労務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12

21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47

56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	

91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		

126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ウ 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	

24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	

59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			

94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和４６年上越市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第１４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第６条中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第１条の２第１項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この条において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第１３条中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ 改正後の第１３条第１１項（第４号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年上越市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２３条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年上越市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第8条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の

定めるところにより、当該請求を行うことができる。

上越市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上越市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年上越市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条第4項第1号中「経験のある看護師」の次に「であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者 次のいずれかに該当する者

ア 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応、地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有しているもの

イ 地域包括支援センターが育成計画を策定しており、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言の下、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

第3条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、「同項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、「（省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項第1号及び第2号中「前項各号」を「第1項各号」に、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上

6, 000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

上越市児童館条例の一部を改正する条例

上越市児童館条例（昭和46年上越市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の表南川児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

上越市若竹寮条例の一部を改正する条例

上越市若竹寮条例（平成２０年上越市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「５６人」を「４８人」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

(上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例(平成26年上越市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支
援(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4
項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項
までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行
う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの
をいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事
業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」
という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2
項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第
2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及
びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び
責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置
が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要
な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著
しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認める
ときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

（上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年上越市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該」を削り、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な

措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上越市水道事業給水条例（昭和46年上越市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第12条第2項」の次に「（法第31条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「若しくは学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第7号とし、同条の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第18条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する

技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第18条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第18条に次の1項を加える。

- 2 水道用水供給事業に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、

同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第19条中「第19条第3項」の次に「（法第31条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第19条第2号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「同条第4号」を「同項第5号」に改め、同条第4号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「同条第4号」を「同項第5号」に改め、同条第5号中「学校において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」

に改め、同条に次の２号を加える。

- (7) 技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第１９条に次の１項を加える。

- ２ 水道用水供給事業に係る前項の規定の適用については、同項第１号中「３年以上」とあるのは「１年６月以上」と、「５年以上」とあるのは「２年６月以上」と、「７年以上」とあるのは「３年６月以上」と、同項第２号中「４年以上」とあるのは「２年以上」と、「６年以上」とあるのは「３年以上」と、「８年以上」とあるのは「４年以上」と、同項第３号中「１０年以上」とあるのは「５年以上」と、同項第４号中「５年以上」とあるのは「２年６月以上」と、「７年以上」とあるのは「３年６月以上」と、「９年以上」とあるのは「４年６月以上」と、同項第５号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の２分の１以上」と、同項第７号中「１年以上」とあるのは「６月以上」と、同項第８号中「３年以上」とあるのは「１年６月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成27年上越市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の170」を「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

第2条 上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年上越市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1号中「交通機関」の次に「又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）」を、「運賃」の次に「又は料金（以下この条において「運賃等」という。）」を加え、同条第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に改める。

第6条の2第1項中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の規定による」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による」に、「、前項」を「、同項」に改める。

第10条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第4条の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは、「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）」とする。

上越市立学校条例の一部を改正する条例

上越市立学校条例（昭和４６年上越市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１条に次の１項を加える。

２ 別表第３左欄に掲げる上越市立中学校に同表中欄に掲げる分校を設置する。

別表第１上越市立三郷小学校の項を削り、同表上越市立豊原小学校の項中「上越市板倉区高野７３０番地」を「上越市板倉区高野７３０番地４」に改める。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第１条関係）

中学校の名称	分校の名称	位置
上越市立雄志中学校	上越市立諏訪中学校	上越市大字上真砂２０４０番地

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、別表第１上越市立豊原小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例

上越市リフレッシュビレッジ施設条例（平成１１年上越市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表くわどり湯ったり村の項を削る。

第３条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

第４条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

第５条中「次に掲げる施設」を「ヨーデル金谷」に改め、同条各号を削る。

第６条第１号を削り、同条第２号中「指定管理施設」を「ヨーデル金谷」に改め、同号を同条第１号とし、同条第３号中「指定管理施設」を「ヨーデル金谷」に改め、同号を同条第２号とする。

第８条中「指定管理施設」を「ヨーデル金谷」に改める。

第９条第１号及び第２号中「指定管理施設」を「ヨーデル金谷」に改め、同条第３号を削り、同条第４号中「指定管理施設」を「ヨーデル金谷」に改め、同号を同条第３号とし、同条第５号を同条第４号とする。

第１０条中「指定管理施設」を「ヨーデル金谷」に改め、同条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

第１１条第１号中「くわどり湯ったり村及び」を削る。

第１２条中「指定管理施設」を「ヨーデル金谷」に改め、「。次条及び第１４条において同じ。」を削る。

第１３条第１項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とする。

第１５条の見出し中「及び利用料金」を削り、同条第１項中「農林産物加工体験施設」の次に「及びゆったりの家」を加え、「別表第１」を「別表」に改め、同条第２項及び第３項を削る。

第１６条中「前条第１項」を「前条」に改める。

第１９条中「指定管理施設」を「ヨーデル金谷」に改める。

別表第１備考以外の部分を次のように改め、同表を別表とする。

施設名		単位	使用料
正善寺工房	農林産物加工体験施設	１室１時間につき	１，２００円
ゆったりの家	山里文化体験交流施設	１棟１時間につき	５７０円

別表第２を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市リフレッシュビレッジ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市児童遊園条例の一部を改正する条例

上越市児童遊園条例（平成１６年上越市条例第４０号）の一部を次のように改正する。
別表くろかわ児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

上越市海洋フィッシングセンター条例を廃止する条例

上越市海洋フィッシングセンター条例（昭和５８年上越市条例第２９号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

上越市川上笑学館条例を廃止する条例

上越市川上笑学館条例（平成１６年上越市条例第６８号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

上越市女性サポートセンター条例を廃止する条例

上越市女性サポートセンター条例（昭和５６年上越市条例第１８号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。